イ．回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ．回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ．回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

⑵　目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用している旗、のぼり及び幕の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

18－4　モップ

⑴　品目及び判断の基準等

モップ	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①未利用繊維、リサイクル繊維及びその他の再生材料の合計重量が繊維部分全体重量比で25％以上使用されていること。 ②製品使用後に回収及び再使用のためのシステムがあること。 【配慮事項】 ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）1　「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量から柄、取っ手、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチックを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「未利用繊維、リサイクル繊維及びその他の再生材料の合計重量」に含めてよい。

2　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

3　「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リンター等）等を再生した繊維をいう。

4　「リサイクル繊維」とは、反毛繊維等使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用した繊維をいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

5　「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

6　「再生材料」とは、使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

7　「回収及び再使用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ．回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ．回収された製品を再使用すること。

エ．回収された製品のうち再使用できない部分は、マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル又はエネルギー回収すること。

⑵　目標の立て方

当該年度における調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

19．設備

⑴　品目及び判断の基準等

太陽光発電システム（公共・産業用）	【判断の基準】 ①太陽電池モジュールのセル実効変換効率が表に示された区分ごとの基準変換効率を下回らないこと。 ②太陽電池モジュール及び周辺機器について、別表１に示された項目について、情報が開示され容易に確認できること。 ③発電電力量等が確認できるものであること。 ④太陽電池モジュールの出力については、公称最大出力の80％以上を最低10年間維持できるように設計・製造されていること。 ⑤パワーコンディショナについては、定格負荷効率及び２分の１負荷時の部分負荷効率について、出荷時の効率の90％以上を５年以上の使用期間にわたり維持できるように設計・製造されていること。 ⑥太陽電池モジュールについては、エネルギーペイバックタイムが３年以内であること。 【配慮事項】 ①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用または材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ②来庁者の多い施設等に設置するものにあっては、可能な限り発電電力量等を表示するなど、来庁者に対して効果の説明が可能となるよう考慮したシステムであること。 ③特定の化学物質を含有する二次電池が使用される場合には、二次電池の回収及びリサイクルシステムがあること。 ④太陽電池モジュールの外枠・フレーム・架台等にアルミニウム合金を使用する製品では、アルミニウム二次地金（再生地金）を原材料の一部として使用している合金を用いること。 ⑤鉛はんだを使用していないこと。
太陽熱利用システム（公共・産業用）	【判断の基準】 ①日射量が20,930kJ／（㎡・日）かつ集熱媒体平均温度から気温を差し引いた値が10Ｋである時、集熱量が8,372kJ／（㎡・日）以上であること。 ②集熱器及び周辺機器について、別表２に示された項目が、ウエブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用または材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ②集熱器の稼働に係るエネルギーが最小限となるような設計がなされていること。 ③外枠・フレーム・架台等にアルミニウム合金を使用する製品では、アルミニウム二次地金（再生地金）を原材料の一部として使用している合金を用いること。 ④鉛はんだを使用していないこと。